

和光市と埼玉県立和光国際高等学校との包括連携に関する協定書

(目的)

第1条 和光市と埼玉県立和光国際高等学校（以下「両者」という。）は、多様な分野において包括的な協力関係を築き、若者世代が主体的にまちづくりに参画し、国際的視野を備えた発想力と行動力を活かし地域課題の解決を推進するとともに、地域への愛着や関心を育みながら、継続的にまちづくりに関わる人材の育成と環境づくりを図ることで、共創による魅力あるまちの実現に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項の連携協力を推進するものとする。

- (1) まちづくりの推進に関する事項
- (2) 地域の活性化に関する事項
- (3) シティプロモーション推進に関する事項
- (4) その他、両者が必要と認める事項

(連携調整窓口)

第3条 前条の連携・協力事項の円滑かつ効果的な推進を図るため、両者の窓口を設置するとともに、連携の具体的内容に関して定期的な協議を実施するものとする。

(情報発信・保護)

第4条 両者は、連携、協力に当たり、事業内容を積極的に発信するものとする。ただし、個人に関する情報について、事前に同意を得た情報以外は、第三者に提供し、又は漏洩してはならない。

(有効期間)

第5条 この連携協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この連携協定の有効期間が満了する30日前までに、両者のいずれかから書面による申し出がないときは、有効期間が満了する日から1年間自動更新するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた時は、両者協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名の上、各1通を保有する。

令和8年5月27日

和光市長

柴崎 光子



埼玉県立和光国際高等学校長

石原 忠子

